

公益財団法人 明治村 役員及び評議員の報酬等並びに費用規程

(総則)

第1条 公益財団法人明治村（以下「当財団」という）の定款第13条及び第30条の規程に基づき、役員等の報酬等並びに費用の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 博物館長とは理事の中で博物館長職を兼務するものをいい、副博物館長とは理事の中で副博物館長職を兼務するものをいう。
- (3) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。
- (5) 委員会とは、定款第50条に基づく委員会をいう。
- (6) 常勤とは、週3日以上勤務、または年間で150日以上勤務することをいう。

(支給および支給額)

第3条 当財団は、役員等に対して次の各号に掲げる報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 役員等には、職務遂行の対価として、理事会、評議員会及び委員会への出席に対する謝金を支給することができる。
 - (2) 役員等が職務遂行に当たって発生する費用については遅滞なく支給し、前払いを要するものは前もって支払うことができる。
 - (3) 支給額については、別表1、別表2に掲げるものとする。
- 2 前項のほか博物館長及び副博物館長には、職務遂行の対価として月額給与等を支給することができる。
- (1) 給与は、理事会において決定する。
 - (2) 給与は、年俸制とし、支給額については別表3に掲げる額を上限として月単位等に分割し支給する。

- (3) 給与の分割方法については、理事長が決定する。
- (4) 退職慰労金については、常勤の役員に支給するものとし、別表4のとおり算定し、また、役職の在任期間中に役付の変動があった場合は役付別の期間毎に係数を適用し計算のうえ役付別に決定し合算するが、理事長は退職する博物館長の在任期間中の功績を勘案し、その支給額の30パーセントを限度として支給額を増減することができる。
- (5) 退職慰労金について、理事長が博物館長を兼職する場合、前項の理事長が支給額の増減を決定する部分に関しては、副理事長もしくは常務理事が適正な支給額を算定し決定する。

(公 表)

第4条 当財団はこの規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

別表1 理事会、評議員会

報酬等及び費用	支給額
(1) 車代	税引額 1 万円程度
(2) 旅費等	実 費
(備 考) 「程度」とは、金額の上限下限千円以内を指す。	

別表2 委員会

報酬等及び費用	支給額
(1) 車代	税引額 2 万円程度
(2) 旅費等	実 費
(備 考) 「程度」とは、金額の上限下限千円以内を指す。	

別表3 博物館長及び副博物館長の給与

役職及び勤務形態	支給額
(1) 博物館長／常勤	年額 8,000,000 円を上限とする。
(2) 博物館長／年間 100 日以上 150 日未満 (週 2 日程度)	年額 6,000,000 円を上限とする。
(3) 博物館長／年間 100 日未満 (週 1 日程度)	年額 4,000,000 円を上限とする。
(4) 副博物館長	年額 3,000,000 円を上限とする。

別表4 博物館長の退職慰労金

役付	算定方法
(1) 理事長	退職時報酬月額×3.5×在任期間
(2) 副理事長	退職時報酬月額×3.2×在任期間
(3) 常務理事	退職時報酬月額×2.6×在任期間
(4) 理事	退職時報酬月額×2.3×在任期間
(備 考) 退職時報酬月額について・・・給与×0.75×1/12 在任期間について・・・6ヶ月以上は1年に切り上げ、6ヶ月未満は切り捨て	